

介護保険法等改正の概要について

平成26年6月に公布された「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（以下「第4次分権一括法」という。）及び「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「医療介護総合確保推進法」という。）等により、介護保険法（以下、「法」という。）や介護保険法施行令等の一部が改正され、平成27年4月1日以降施行されます。

改正事項のうち、介護サービス事業の運営に関して関係する主な事項について、下記のとおりとなりますので、改正内容をご確認の上、引き続き適正な介護サービス事業の運営にご留意いただくようお願いします。

なお、この他詳細な改正内容については、県ホームページに掲載している厚生労働省の通知等にてご確認ください。

記

1 第4次分権一括法関係

（1）業務管理体制の整備に係る届出について（平成27年4月1日施行）

事業所の所在地が2以上の都道府県の区域で、かつ、1又は2の地方厚生局の区域にある介護サービス事業者の業務管理体制の整備に係る届出書の届出先について、以下のとおり変更となります。

【現行】地方厚生局長

【改正後】事業者の主たる事務所が存在する都道府県知事

※対象となる事業者に対しては、現行の所管先である地方厚生局より、新たな事業者（法人）番号及び変更後の届出先が通知される予定です。

2 医療介護総合確保推進法関係

（1）介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスに係る介護予防・日常生活支援総合事業（以下、「新総合事業」という。）への移行について（平成27年4月1日施行）

介護予防サービスのうち、介護予防訪問介護サービス及び介護予防通所介護サービスについて、平成27年4月1日より市町村が実施主体となる新総合事業に移行されます。

但し、市町村における新総合事業の実施については、平成29年4月までその実施を猶予することができることとされているため、県内各市町村においても当

該サービスについては今後順次移行されていくことが見込まれることから、移行までの間は従前どおり介護予防サービスとしての提供となります。

【留意事項】

ア みなし指定

施行日前日（平成27年3月31日）において、現に指定を受けている介護予防訪問介護事業者及び介護予防通所介護事業者については、施行日において、新総合事業の指定事業者としてみなされます。

イ みなし指定の有効期間

アによるみなし指定の有効期間は、原則平成27年4月から平成30年3月末までの3年間となりますが、別途市町村が有効期間を定めた場合にはその定める期間となります。

なお、みなし指定の効力は全市町村に効力が及びますが、みなし指定の有効期間が満了し、更新を行う場合の効力は市町村毎の効力となるため、利用している被保険者の市町村ごとに指定更新手続きが必要となります。

ウ みなし指定を不要とする場合の申出

アによるみなし指定を希望しない場合、みなし指定を不要とする旨次の事項を記載した申出書を平成27年3月31日までに県知事及び事業所の所在する市町村長（他の市町村の被保険者が利用している場合は、当該他の市町村長）あて提出する必要があるとあります。

①事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

②医療介護総合確保推進法附則第13条本文に係る指定を不要とする旨

なお、当該申出を行う場合は、利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者や地域包括支援センター等と十分調整を図る必要があります。

（2）地域密着型通所介護サービスの創設について（平成28年4月1日施行）

通所介護のうち、利用定員が厚生労働省令で定める数未満（19人未満と規定される予定）のものについて、平成28年4月1日より地域密着型通所介護として地域密着型サービスに移行されます。

【留意事項】

ア みなし指定

施行日時点において、現に指定を受けている利用定員が厚生労働省令で定める数未満の事業所については、事業所の所在地の市町村（他の市町村の被保険者が利用している場合は、当該他の市町村を含む。）の長から地域密着型通所介護に係る指定を受けたものとみなされます。

イ みなし指定の有効期間

アによるみなし指定の有効期間の満了日は、移行前の通所介護の指定を受けた日から6年経過した日までとなる予定。

ウ みなし指定を不要とする場合の申出

アによるみなし指定を希望しない場合、みなし指定を不要とする旨次の事項を記載した申出書を平成28年3月31日までに県知事及び事業所の所在する市町村長（他の市町村の被保険者が利用している場合は、当該他の市町村長）あて提出する必要があります。

①事業所の名称及び所在地並びにその代表者及び管理者の氏名及び住所

②医療介護総合確保推進法附則第20条第1項本文に係る指定を不要とする旨

なお、当該申出を行う場合は、利用者が他事業所等において継続的に同様のサービスを受けることができるよう、利用者や居宅介護支援事業所等と十分調整を図る必要があります。

(3) 介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設の入所対象者について（平成27年4月1日施行）

平成27年4月1日以降介護老人福祉施設及び地域密着型介護老人福祉施設へ新たに入所できる者が原則要介護3以上の者に限定されます。

但し、要介護1又は2の者であっても、心身の状況、置かれている環境その他の事情に照らして居宅において日常生活を営むことが困難としてやむを得ない事由があると認められる者については、今後も特例的に入所（以下、「特例入所」という。）することが認められます。

【留意事項】

国より平成26年12月12日付けで「指定介護老人福祉施設等の入所に関する指針について」が新たに発出されたことを受けて、現在県では「青森県介護老人福祉施設入所指針」の一部改正を行うこととし、平成27年4月からの上記特例入所にあたっての具体的な要件や判断基準を定めた改正を行う予定としております。

現在当該指針の見直し作業を行っており、今後関係機関との協議を経て、今月下旬を目途に改正後の入所指針を各施設へお知らせする予定としております。

(4) 住所地特例の対象施設について（平成27年4月1日施行）

有料老人ホームであるサービス付き高齢者向け住宅について、平成27年4月1日より特定施設として住所地特例の対象となります。

なお、対象となる入居者は該当施設に施行日以降に入居した者に限られ、施行日前から入居している者については、住所地特例の対象となりませんのでご注意ください。

(5) 利用者の費用負担の見直しについて（平成27年8月1日施行）

第1号被保険者のうち一定以上の所得がある者について、平成27年8月サービス提供分から、利用者負担割合が従前の1割から2割に変更となります。

利用者に対しては市町村から負担割合を証した負担割合証が交付されるので、各事業者におかれては平成27年8月からのサービス提供にあたって各利用者の負担割合証にて負担割合の変更の有無を確認いただき、適正な利用者負担額の徴収を行ってください。

(6) 居宅介護支援サービスの指定権者の変更について（平成30年4月1日施行）

居宅介護支援サービスの指定監督権限について、平成30年4月1日より、都道府県から市町村へ移行されます。

但し、現時点ではまだ具体的な移行に係る事務手続き等は未定です。

3 その他

・福祉用具専門相談員の要件の見直しについて（平成27年4月1日施行）

福祉用具専門相談員の資格について、平成27年4月1日以降養成研修修了者（介護職員基礎研修課程・1級課程・2級課程の修了者、介護職員初任者研修の修了者）が対象外となり、福祉用具に関する知識を有している国家資格保有者（保健師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士）又は福祉用具専門相談員指定講習修了者に限定されます。

但し、平成27年4月1日時点で養成研修修了者である福祉用具専門員の助言を受けて選定された福祉用具の貸与又は販売については、従前どおり有効との経過措置が設けられています。（平成28年3月31日までの間に行うものに限られます。）

したがって、平成27年3月31日時点で養成研修修了者である福祉用具専門員の方については、平成28年3月31日までに福祉用具に関する知識を有している国家資格を取得又は福祉用具専門相談員指定講習を修了しなければ、平成28年4月1日以降福祉用具専門相談員として従事できなくなりますのでご注意ください。

(参考例)

医療介護総合確保推進法附則第13条（又は第20条第1項）
本文に係る指定を不要とする旨の申出書

青森県知事 殿
（〇〇市町村長）

平成 年 月 日

所在地

申出者 名称
（開設者）

代表者名

印

次のとおり指定を不要とする旨申し出ます。

1 指定を不要とする事業所の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

（サービス種類） _____

2 代表者及び管理者の氏名及び住所

- ・代表者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

- ・管理者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____